答 申 第 203 号 平成17年12月14日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会 委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について (答申)

平成17年7月15日付け財第100号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成13年5月18日付けで異議申立人から提起された、平成13年3月22日付け財第349号で行った公文書不存在等通知に係る異議申立てに対する 決定について

答申

第1 審査会の結論

千葉県知事(以下「知事」という。)の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、知事が平成13年3月22日付け財第349号で 行った公文書不存在等通知に係る処分(以下「本件決定」という。)の取消 しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

行政不服審査法は、「国民の権利、利益の救済」を図るとともに、行政の 適正な運営の確保を目的としている。

最近は特に、行政運営に関して使途の不透明があり、その実態を明らかにすることで、国民の行政に対する信頼もできる。

そこで異議申立人も「知る権利」があるので、県議会議員の費用弁償 (平成12年3月13日~平成13年3月12日までの期間)の支出金 公開を求める。

第3 知事の説明要旨

知事の説明は、概ね次のとおりである。

県議会議員に対する費用弁償の支出については、支出事務、その後の 支出関係書類の保管等を議会事務局で行っており、知事はこれを収受して いない。

異議申立人は、「知る権利」があり、速やかに県議会議員の費用弁償 (平成12年3月13日~平成13年3月12日までの期間)の支出金の 公開を求めている。

しかしながら、県議会議員の費用弁償に係る支出関係書類は、議会事務局において管理するものであり、知事が管理する公文書に当たらない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び知事の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、平成13年3月12日、旧千葉県公文書公開条例(昭和63年千葉県条例第3号。以下「条例」という。)に基づき、知事に対し、「県会議員費用弁償(日当手当)平成12年3月13日~平成13年3月12日支出金がわかるもの、伝票及び一覧表等」(以下「本件文書」という。)の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

これに対し、知事は、平成13年3月22日、本件請求に係る公文書を収受していないとして、本件文書の不存在を理由に本件決定を行った。

2 本件文書の不存在について

知事は、県議会議員の費用弁償に係る支出関係書類は、議会事務局に おいて管理をするものであり、知事はこれを収受していないため、本件決定 を行ったと説明するので、以下検討する。

(1) 公文書について

条例第2条第2項は、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は収受した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)であつて、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。」と規定している。

したがって、本件文書が条例による公開請求の対象となる公文書に当たるというためには、実施機関の職員が職務上作成し、又は収受した文書等であり、かつ、実施機関が管理しているものであることを要すると認められる。

(2) 条例の実施機関について

条例第2条第1項は、「この条例において「実施機関」とは、知事、 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、地方労働委員会、 収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業 管理者をいう。」と規定している。

よって、県議会及び県議会議長は条例の実施機関ではない。

(3) 本件文書について

県議会における文書管理に関する事項は、本件決定時においては、 千葉県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令(昭和14年千葉県 議会訓令第3号)による改正前の千葉県議会事務局庶務規程(昭和50 年千葉県議会訓令第2号)及び同規程第15条により準用される千葉県 文書規程(昭和61年千葉県訓令第13号)(現在は、千葉県議会公文 書管理規程(平成14年千葉県議会告示第1号)及び千葉県議会公文書 規程(平成14年千葉県議会訓令第1号))に基づいて行われており、 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)に基づいて行わ れる予算執行に関する文書は、県議会事務局総務課の職員が起案し、 決裁を受け、出納局における支払い手続完了後、支出証拠書類として、 事務担当課である県議会事務局総務課において編冊し、保存する手続を 経るものであることが認められる。

そうすると、本件文書は、支出負担行為支出伝票等の予算執行に 関する文書であるから、県議会事務局において現実に保存、管理して いるということができ、条例第2条第2項にいう知事が管理している 公文書に当たらない。

また、知事が本件文書を収受しているという事実も確認できない。 したがって、知事の説明に不合理な点は見当たらず、知事は本件文書 を保有していないと認められる。

3 結論

以上のとおり、知事が行った本件決定は妥当である。

第5 附言

知事においては、本件決定に係る異議申立てがあった当時、類似の行政事件訴訟が係争中であったこと、平成15年1月10日から公文書不存在等通知に対する異議申立てに係る運用が一部変更され、当審査会に諮問を要することとされたこと等諸々の事情はあったものの、異議申立てから諮問までに長期間が経過していることは、否めない。

このことは、簡易迅速な救済制度である異議申立制度の趣旨を損なう 事態であると考えられるので、知事には、今後、早期の諮問と迅速な処理 を行うよう求める。

第6 審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 7.15	諮問書の受理
17. 8.16	知事の理由説明書の受理
17.10.27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職業等	備考
岩間昭道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務 代理者
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	

(五十音順:平成17年10月27日現在)